

## 第 9 8 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条第 4 項第 2 号中「同号」を「第 1 項第 3 号」に改める。

第 2 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。